

飲食店・宿泊業における受動喫煙防止対策実態調査の概要

平成24年3月29日
熊本県健康づくり推進課

1. 調査目的等

飲食店・宿泊業における受動喫煙防止対策の理解や取り組み状況を把握し、健康増進法第25条の受動喫煙防止の啓発と受動喫煙防止対策を一層推進するための施策検討の基礎資料とする。

(1) 回答数

宿泊業・飲食サービス業で従業員数10人以上の県内2,015施設にアンケート用紙を送付。
回答数609施設／有効郵送数1871(回答率32.5%)

(2) 調査期日

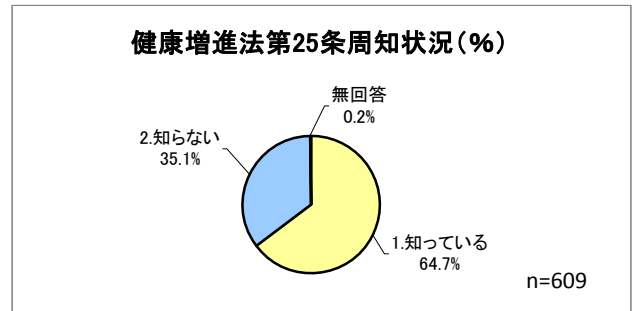
平成24年1月20日現在

2. 結果概要

問1. 「健康増進法第25条」をご存じですか。

○飲食店・宿泊業全体での6割以上が知っている。【394施設 64.7%】

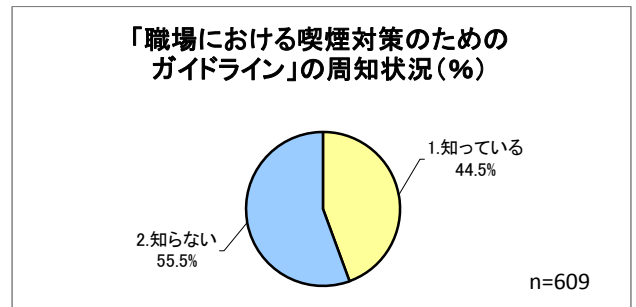
	1.知っている	2.知らない	無回答	総数
事業所数	394	214	1	609
割合	64.7	35.1	0.2	100.0



問2 「職場における喫煙対策のためのガイドライン」をご存知ですか。

○飲食店・宿泊業全体で4割以上が知っている。【271施設 44.5%】

	1.知っている	2.知らない	無回答	総数
事業所数	271	338	0	609
割合	44.5	55.5	0.0	100.0

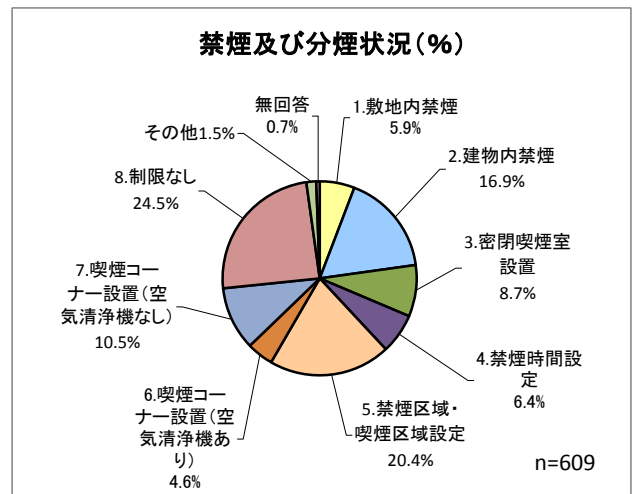


問3. 貴店・貴施設の禁煙及び分煙の状況について、該当するものを1つ選んでください。

○飲食店・宿泊業全体で禁煙・完全分煙(敷地内禁煙・施設内禁煙・密閉喫煙室設置)を実施している施設は【192施設 31.5%】である。

	施設数	割合(%)
1.敷地内禁煙	36	5.9
2.建物内禁煙(施設内全面禁煙)	103	16.9
3.喫煙室設置(換気扇等があり、煙が施設内に漏れない)	53	8.7
4.禁煙時間を設けている	39	6.4
5.禁煙区域・喫煙区域を設けている	124	20.4
6.喫煙コーナー設置(開放型・空気清浄機あり)	28	4.6
7.喫煙コーナー設置(開放型・空気清浄機なし)	64	10.5
8.特に制限は設けていない	149	24.5
9.その他	9	1.5
無回答	4	0.7
合計	609	100.0

192施設 31.5%

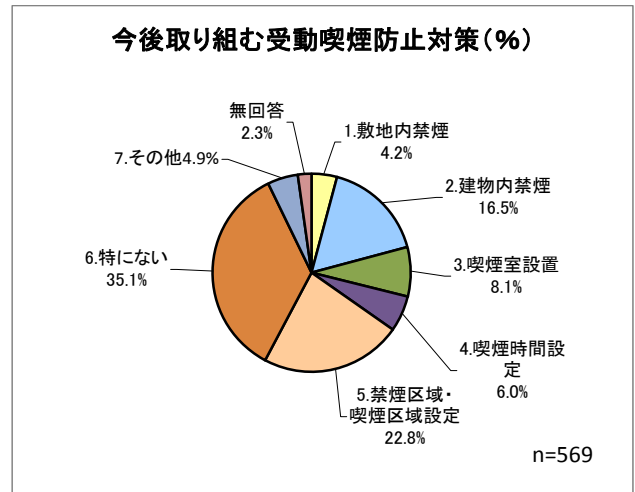


問4. 問3で、敷地内禁煙を実施していない施設(569施設)において、今後取り組む受動喫煙対策について、該当するものを1つ選んでください。

○飲食店・宿泊業全体で禁煙・完全分煙(敷地内禁煙・施設内禁煙・密閉喫煙室設置)に今後取り組む施設は【164施設 28.8%】である。

	施設数	割合(%)
1.敷地内禁煙に取り組む	24	4.2
2.建物内禁煙に取り組む	94	16.5
3.喫煙室(換気扇等あり)設置	46	8.1
4.喫煙時間を設ける	34	6.0
5.禁煙区域・喫煙区域を設ける	130	22.8
6.特にない	200	35.1
7.その他	28	4.9
無回答	13	2.3
合計	569	100.0

} 164施設
28.8%



問5. 問4で、6~7を選択した場合(特にない・その他を選択した228施設)にお答えください。受動喫煙防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んでください。(複数回答可)

○受動喫煙防止対策が実施困難な主な理由は、来所者の協力が得られない(47.8%)、改修の費用がない(27.2%)、建物の構造上できない(20.6%)である。

	施設数	割合(%)
来所者の協力が得られない	109	47.8
改修の費用がない	62	27.2
建物の構造上できない	47	20.6
喫煙する職員の協力が得られない	11	4.8
分煙の方法がわからない	5	2.2
受動喫煙防止対策の必要性を感じない	11	4.8
特にない	46	20.2
その他	33	14.5
無回答	9	3.9
複数回答可 合計	333	
全事業所数	228	146.1

